

高崎経済大学論集 第56巻 第4号 2014 99~111頁

〈研究ノート〉

漢字同形語からみた日中法律用語の翻訳上の諸問題

廖 海 濤

Difficulties in Chinese-Japanese Translation of Legal Terms from the Perspective of the Homographs in Japanese and Chinese

Liao Haitao

Summary

Chinese characters, originating from the Yellow River area of China more than three thousand years ago, are still in use today. It may be said that the survival of Chinese characters over many years is closely related to formation of the “cultures of Chinese characters” or the cultures established with Chinese characters or writing.

It appears that Chinese characters were originally introduced into Japan simultaneously with Buddhism. Historically, the Japanese have been open to borrowing terms from other languages. Beyond the borrowing and adapting of Chinese characters into Japanese, Japanese also created phonetic character sets loosely based on Chinese characters. The resulting Hiragana and Katakana system is used to phonetically represent Japanese words.

Importantly in modern times, as the Japanese studied Western science technology and legal system to import Western culture, political institution and judicial system, the Japanese created new coined and translated words corresponding to those concepts were created. Later, same shape synonyms of some Japan's coined and translated words were used also in Chinese language. The loanwords from Japanese have the same shapes as Chinese characters and the terms of the words are adopted in Chinese language. Many same shape synonyms are used in Chinese and Japanese as identical character. However, a Japan's same shaped word does not always have the same meaning in Chinese.

This paper focuses on Chinese and Japanese legal terms of the same shape and discusses differences in legal terms between Chinese and Japanese. I hope this study could help avoid troubles in Chinese-Japanese or Japanese-Chinese translation of legal documents amid growing economic ties between China and Japan.

Key words : legal terms, Chinese character, translation, culture of Chinese characters

1. はじめに

漢字は三千年前に中国の黄河流域で創られ、現代までずっと生き続けてきた唯一¹の文字（『言語学大辞典（別巻）』、2001）である。漢字がその誕生から長い年月を経て今日でもその強い生命力を保っているのは、漢字・漢文を正統な表現方法とする中国の古典教養の源泉として確立された「漢字文化圏」の形成と不可分といえる。現在では、中国、日本、韓国、北朝鮮、香港、台湾、シンガポールおよびベトナムなどの国々や周辺地域がこの文化圏に属している。

日本と中国は漢字を使用しており、この漢字を通して、日本と中国は古くから盛んに文化交流をおこなってきた。語彙において、同一の文字での同形の単語が多く見られる。このことは、仏教の伝来に際して漢語訳のテキストを使用したことや、儒教をはじめとする中国文化の吸収に漢文訓読法という独特の翻訳法が採用されたことで、漢語の語彙をそのまま受け入れることが可能となった。また、近代の西洋文化の導入においても、同形の訳語が中国と日本の双方に見られ、近代語の成立に多くの共通点がある。その最大の理由は、同じ漢字を使用していることに他ならないであろう（高野、2002）。その結果、漢字文化圏では漢字の不規則借用および地域との定着による融合現象がみられる（水原、2010）。

日本においては、仏教伝来とともに、中国や朝鮮半島から漢字が導入されたと考えられるが、漢字から片仮名（漢字の略体からできた仮名）や平仮名（漢字の草書体による転換）が創られ、異なる言語体系で使われていた漢字を日本語にどのように用いるかということについて、何世紀にも渡って努力が続けられてきた。そして、八世紀に至って、ようやく漢字を用いて自由に日本語が表記できるようになったのである（鈴木、2012）²。

また、明治期になると、西洋の文化・法制度・法的概念を取り込むために、漢字文化圏に身を置いていた日本は、西洋の法律用語を如何に日本語に翻訳するかにつき、工夫を凝らした。まず、日本人は西洋の法律を学び、西洋流の法律用語に対応する日本語の用語を新たに造っていった。後に、それらの日本製新造語・訳語が当時の留学生・宣教師などによって中国に伝えられ、中国語近代語彙体系の構築に対して、重要な役割を果たしたのである。しかし、それらの新造語・訳語が、漢字の形のまま中国語に融合しても、中国の人々が日本語にある意味と同じように理解し、それを使用する保証はどこにもないのである（沈、2008）。ただし、漢字の形を取る日本製新造語は、少なくとも形の上で日本書体の中国語訳を可能にした。

たとえば、黄遵憲の『日本国志』（全40巻）は、当時日本の外交、政治、天文、地理、法律などを詳細に記述していた。同書では、大量の政治用語や、法律名詞、官職名などは、漢字であるゆえに翻訳せずにそのまま使用されていた。これらの新造語は、後に一部が同形語として、中国の社会

1 言語学大辞典によれば、古代にエジプトの聖刻文字やオリエントの楔形文字があったが、現在は使われていない。

2 漢字は「六書」すなわち、象形・指事・会意・形声・転注・仮借により作られているが、日本はこの漢字から仮名を作り出し、非線形的文字にアレンジした。そして、平安時代に文字文化の開花時代を迎えた。『古事記』、『風土記』、『万葉集』、『日本書記』などによって、語序の相違、発音単位としての音節、敬語の存在、助詞、助動詞の自覚、活用語尾の存在、上代特殊仮名遣いなどの日本語の特徴が築かれた。

に移入されている。しかし中国語で使用されている単語について、日本語の「漢語」との同形語としても、かならずしも同様な概念を示すとは限らない。

本稿では、日中の法律用語を取り上げ、i) 漢字文化圏の国々および地域における漢字法律用語の法的概念の差異をあきらかにし、ii) 法律用語の翻訳する際の問題点を提起し、iii) 漢字の同形語に着目し、漢字文化圏の国々および地域間における漢字が不規則的借用、各々の国・地域で法律用語の法的概念がいかに定着していったか、日本法・中国法上における法律用語の「同形語」の考察を中心に、法律用語の成立ちを見ていきたい。

2. 漢字文化圏における漢字を用いた法律用語の差異

明治期において、日本は大量の西洋文化・制度などが漢語を用いて取り入れられていった。とくに法律においては欧米諸国と対等な立場となるために、当時最も規範的な法制度が確立されていたフランスやドイツなどの欧州諸国の法律書の翻訳が急速に進められた。その際、フランス諸法典の翻訳の先頭に立っていたのは^{みつくりんしょう}箕作麟祥である（南雲、2012）。箕作麟祥は、ナポレオン法典に収められている民法典・商法典・刑法典・民事訴訟法典・刑事訴訟法典の五つ法典のほかに、フランス憲法も翻訳し、明治6年には『仏蘭西法律書』を発刊した。

その後、日本製の新造語・訳語の一部が、中国に借用された。しかし、言語体系の相違、または社会の諸事情および法文化の差異などにより、その法的概念および漢字用語の差異が少なからず生じている。

2-1. “契約” と “合同”

日本法の法律用語「契約³ (contract)」は中国語で“合同”と訳されている。『中華人民共和民法通則』第85条には“合同是当事人之间设立、变更、终止民事关系的协议。依法成立的合同，受法律保护（契約は当事者間における民事関係的な協議の成立、変更、終了に関するものであり、法律にしたがって成立した契約は、法律の保護を受ける）”（宮坂宏編訳『現代中国法令集』169頁を参照）、また『中華人民共和國合同法』第2条には“本法所称合同是平等主体的自然人、法人、其他组织之间设立、变更、终止民事权利义务的协议。婚姻、收养、监护等有关身份关系的协议，使用其他法律的规定（本法にて称する契約は、平等的主体である自然人、法人、その他組織の間における民事的権利義務関係の成立、変更、終了に関する協議である。婚姻、養子縁組、親権等身分に関する協議は、その他の法律の規定を適用する）”と定め、これらの条文によって、“合同”に関する法的概念を規定している。

しかし、中国では、少なくとも1950年代までは“契約”と“合同”が法律用語として同時に使わ

3 日本語の「契約」はもともと中国から借用された言葉であると考えられる。日本民法第2章には契約について定めているが、日本法では「契約」は、当事者の意思表示（たとえば売買契約では売りたい・買いたいという意味表示）の合致によって成立する法律行為である（『法律学小辞典（第3版）』（有斐閣）271頁を参照）。

れていた。例えば1950年10月に中央人民政府政務院財政委員会が頒布した『机关国营合作社签订合同契约暂行办法』の第3条および第6条では、“契約”と“合同”が別個の法的概念として用いられていた(賀卫方「契約与“合同”辨析」『法學研究(1992年第2期)』38頁を参照)。現在中国本土では、日本法の「契約」という法律行為に関しては、一般に“合同”を使い、“契約”はほとんど使われていない(井出、1994)。

一方、香港および台湾地域においては、中国本土の法律用語およびその法的概念とはまた異なる状況が存在している。台湾では、中国本土の法制度で用いられている“合同”は、“契約”もしくは“契約”と称する。『中華民法』第153条には「當事人互相表示意思一致者,無論其為明示或默示,契約即為成立(当事者相互の意思表示が一致するときは、その明示たると默示たるとを問わず、契約は、ただちに成立する)」である。この“契約”行為は遺言のような一つの意味表示によって成立する単独行為ではなく、二つ以上の意思表示の合致を必要とする。

また、台湾では“合同行為(協同行為)”については、複数人による共通の権利義務の変動として、複数の意思表示の合致による法律行為としている。典型的な例としては、株主総会の決議行為などがあるが、“合同行為”については、中国本土と大きな違いがあって、むしろ日本法⁴に近い意味を持つ。このように、漢字文化圏においては、漢字の法律用語が、同形語であるにしても、法律の発生・継受などにより、その地域に定着する際にその法的概念に大きな差異が生まれているのである。

3. 法律用語“死緩”の翻訳に際して

法には、時代を超え、また国家や民族の違いおよび社会など諸事情によって、類似性、共通性が存在している。それらを一つの系統としてとらえたものを法系というが、法系の形成には、法の継受などの影響がみられ、現在までに律令法系(中華法系)、大陸法系、英米法系、スカンディナヴィア法系、社会主義法系などがある。

日本においては、従来、慣習法のような固有法があり、推古天皇のころから律令法系(中華法系)の影響を受けたが、明治初年以後はドイツ法の影響があり、そこから受け継いだ部分が多いため、日本法は大陸法系(ドイツ法系)に属するといえる。しかし厳密に言えば、各条文について法系を個別にたどることができる。実際に、法律用語の形成も法系などの社会諸事情に密接な関係を有していると考えられる。

ここで、日本にはみられない中国本土独特の法律用語“死緩”(sǐhuǎn「スーホァン」)の日本語訳について検討する。

“死緩”という用語は、さる1981年1月26日、中国で林彪・江青反革命グループに対する裁判判決を下した際の報道によって、日本で話題となり広く知られるようになった。中国最高人民法院が

4 日本法における「合同行為」とは、数人が共通の権利義務の変動を目的として共同してする法律行為である。単独行為および契約と並ぶ法律行為の1つの態様である。社団法人の設立行為(定款作成)、総会決議などが典型的な例としてあげられる(『法律学小辞典(第3版)』(有斐閣)341頁を参照)。

江青および張春橋両被告に対する“死緩”を宣告したことを、日本の各新聞社も報道したが、各社の間ではその訳語に不一致が見られた。毎日新聞・中日新聞・東京新聞の各紙が、「死刑（執行延期2年）」としたのに対して、朝日新聞・読売新聞・日本経済新聞・産経新聞などは、「死刑（執行猶予2年）」と報道した。共同通信が前者を、中国通信が後者を探っていたのである（浅井、1981）。

そもそも、この“死緩”は、日本法には存在しない法的概念で、法律用語としていかに翻訳するかは大変難しい問題である。以下、“死緩”という法律用語の概念を明確にすることによって、よりふさわしい訳語を考えることにする。

3-1-1. 中国語の“死緩”

中国語“死緩”の“緩”は“緩刑”（huǎnxíng「ホァンシン」）の意味でよく使われ、“緩刑”は日本語に訳すると「執行猶予」である。“緩刑”（執行猶予）について、現行『中華人民共和国刑法』⁵第72条は、拘役もしくは3年以下の有期徒刑の判決を下された犯罪者に対し、条項に列挙されている条件を満たせば、刑の執行猶予を宣告することができる」と規定している。刑を執行猶予つきにするための法的要件は、基本的には懲役3年以下に処される犯罪者を対象とし、当該犯罪者の犯罪情状が比較的軽く、罪を悔いる態度があり、再犯の危険性がなく、ふたたび地域社会に重大な悪影響を及ぼすことがない場合に限定されている。要するに、“緩刑（執行猶予）”は、懲役3年以下の犯罪者に対するもので、死刑はその射程範囲には入らないのである。

現行『中華人民共和国刑法』で死刑に関する処罰を規定しているのは、第48条から第51条までである。同法第48条には“死刑只适用于罪行极其严重的犯罪分子。对于应当判处死刑的犯罪分子，如果不是必须立即执行的，可以判处死刑同时宣告缓期二年执行”とあり、つまり、同条には“死刑は犯罪行為が極めて重大な犯罪者だけに適用し、死刑に処すべき犯罪者が、即時執行すべきでないであれば、死刑判決と同時にその執行に2年間の猶予を言い渡すことができる”というものである。ここで、第48条の条文には“緩刑”（執行猶予）との表現を避けていると見られる。つまり“死緩”は“緩刑”（執行猶予）の一種ではないと示されている。“死緩”の“緩”は“死刑緩期（延期）執行”という意味で、“緩刑”（執行猶予）と区別し、異なった法的概念として扱われるのである。

“死緩”は死刑の“緩刑”（死刑の執行猶予）ではない。同法第50条では死刑に処すべき犯罪者に対して、死刑を科すと同時に与える猶予期間は2年間に限定されている。2年間猶予つき“死緩”に付された者が、猶予つき期間中に故意による罪を犯さずにいた場合には、2年の期間を満了後、無期懲役に減刑され、明らかに重大な功績を立てた場合は、15年以上20年以下の有期徒刑に減刑さ

5 『中華人民共和国刑法』が1979年7月1日に制定され、1997年3月14日の第八回全国人民代表大会第五次會議で全面的に修正された。その後、1999年12月25日中華人民共和国刑法修正案、2001年8月31日中華人民共和国刑法修正案（二）、2001年12月29日中華人民共和国刑法修正案（三）、2002年12月28日中華人民共和国刑法修正案（四）、2005年2月28日中華人民共和国刑法修正案（五）、2006年6月29日中華人民共和国刑法修正案（六）、2009年2月28日中華人民共和国刑法修正案（七）、2009年8月27日『全国人民代表大会常務委員會關於修改部分法律的決定』、および2011年2月25日中華人民共和国刑法修正案（八）によって、修正が加えられた。本稿では、現行刑法の条文を用いている。

れる仕組みである。故意による罪を再犯する場合には、最高人民法院の決定により、死刑が執行される。“死緩”が宣告された犯罪者に対する死刑執行の法律要件は、再び故意による犯罪を犯すことであり、それゆえ司法実務においては、“死緩”に処せられた者が死刑を執行されることはほとんどない。

3-1-2. 日本の「執行猶予」と死刑

日本においては“死緩”という法的概念は存在しない⁶。日本刑法第25条などによると、執行猶予を付ける場合には、諸々の条件を必要とするが、その基本は「三年以下の懲役もしくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる」ということである。この条文から、日本の刑法にも死刑に猶予つき判決は存在しないことが確認できる。

日本法では死刑が確定された後、執行には、「法務大臣の命令」が必要である（刑事訴訟法第475条1項）。この命令は、判決確定の日から六ヶ月以内にしなければならないが（刑事訴訟法第475条2項）、上訴権回復、再審の請求、非常上告、恩赦の出願・申出がされた場合には、その手続きが終了するまでの期間および共同被告人であった者に対する判決が確定するまでの期間は算入されないこととなっている（刑事訴訟法475条第2項但書）。実際には死刑確定から執行までにそれ以上の期間がかかることが大半である。また、死刑確定者の中には、刑が執行されないまま拘置所の中で一生を終える者もいる。

日本法における死刑確定囚に対する「執行されない期間」と中国法の“死緩”とは本質的に異なる。中国法の“死緩”は、制度化された猶予システムであるのに対して、日本法の「死刑を執行されない期間」は、実際の手続きに要する期間と法で定められた期間との間で不一致が生じているに過ぎない。したがって、両者は、そもそも法的概念の異なりに関わることであるから、社会の法制度や法律用語の差異により、前述のような報道における混乱を招いたのであろう。

3-2. 法律用語“死緩”の由来

中国には、古くから律令法系という中華法系が存在していた。律令法系は孔子を始めとする多数の儒学者によって創り出された儒教思想の影響を受けている。社会の秩序という見地からすれば、法がその消極面の役割に対し、礼はまさしくその積極面を構成していた。滋賀教授によると、「礼」は権利の観念とは相容れない。礼の中核に存したのは、権利ではなくて「名分」という観念であった。つまり、自然界と人間界とを問わず、すべて事物は名を定めることによって初めて秩序的、体系的把握が可能となる。孔子は、政治統治における「名分」に関して、「必ずや名を正さんか（『論

6 日本においては、死刑が明確な刑罰制度として出現したのは、仁徳天皇の時代である。大化の改新の後、律令法系の影響で、大宝律や養老律が制定され、上古以来の刑法も全く廃絶されはしなかったが、奈良朝時代に死刑は廃止されたことが明らかになっている。つまり聖武天皇が死刑を廃された弘仁元年より保元元年に至る約340年の長き間にわたり死刑は廃止された（三原、2010）を参照）。

語』子路第十三第三章）」と示している（滋賀、2003）。

つまり律令法系を根拠付けるのは、法それ自体ではなく、儒教思想的な道徳観であり、その根幹をなすのが礼であった。儒教本来の主張によれば、法が刑罰という外的な手段によって強制するのに対し、礼は人間の向上心への道徳的な働きかけ（教化）によって維持される。社会は礼によって維持されるのが建前であり、法は礼による教化が行き届かなかった場合に用いる必要悪とされた。礼と法は本来、その対象や、機能する場面を異にしていたのである（大隅、2011）。このような儒教思想は、後の清律の“秋審”（死刑執行の可否の審査）において死刑の緩決（執行延期）という制度に繋がっていった。

その後、孫文の辛亥革命による清朝の崩壊に伴って、中華法系の幕も閉じられた。ただし、中華法系が崩壊しても、その法的思想が中国社会に影響を与え続けていることは否定できないであろう。

3-2-1. 清律の「秋審條款」

“死緩”の歴史的根源は、清律および明律にまで遡ることができる。たとえば、清律の「秋審條款」では、即時死刑の死刑囚を除き、秋審を受けた者は、そのほとんどが減刑され、あるいは流刑に、あるいは充軍刑（軍役に科す）になる。またはそのまま獄中で禁錮され、三回目の秋審を経て、死刑回避を手にすることができるのである（飯田、1963）。この制度ができた理由は、儒教思想“慎刑”などの反映であった。歴史を顧みて、中国においては刑罰制度が社会・経済体制の変遷に伴って変化した。漢から唐までの時代に強制労働刑がよくあったのは、当時、強制労働が一般に経済性をもっていたからであった。もとより、刑罰の本質は常に儒教の正義・応報であって、儒教の大義的な名目とされていった。しかしまた常に大義に不都合のない刑種が用いられていたことも事実であった。時代が変わり、強制労働が一般的に見て非能率となると、罪人を遠隔地に移して、その地の人民の隣保組織などをして監視せしめる性質の刑種が盛んに行われた。これは負担を広く民間に分散し、国家としては、多額な行刑費用の負担を免れるという意味において経済性をもっていた（大隅、2011）。その後、現代の毛沢東がその思想を受け継ぎ、“死緩”を新たに発展させていった。

現代中国では、1949年の建国と同時に中華民国の法律をすべて廃止して、新たに社会主義法系に入ったが、近年、経済法など私法の分野では、日本法、ドイツ法、および英米法などを積極的に取り込んで、法改正を急ピッチで進めている。しかし、1949年建国当時の刑罰思想の支配原理の基本となったのは、毛沢東の「論人民民主專政（人民民主主義独裁について）」（1949年6月30日）および建国後の「論十大关系（十大關係について）」（1956年4月25日）、「关于正确处理人民内部矛盾的问题（人民内部の矛盾を正しく処理する問題について）」（1957年2月27日）等の著作や講話で樹立されたものである（その詳細は、中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編』（新華書店、1994年）を参照されたい）。

3-2-2. “死緩”制度の確立

中華人民共和国刑法における“死緩”の制度は、1951年に始まった反革命鎮圧運動が展開された時代に、すでにその雛形が見られる。1951年5月8日に『中共中央关于对犯有死罪的反革命分子应大部采取判处死刑缓期执行政策的决定（中国共産党中央委員会が死罪を犯した反革命分子の大部分に対し死刑執行に猶予期間を与える政策を採用することに関する決定）』が共産党組織を通し全国に周知された。この『決定』では死刑に処されたが即時執行すべきでない者であれば、一律に「2年間の猶予を以て執行し、執行猶予期間中に労働を強制し、後の効験を見る」（“缓期二年执行、在缓期期限内强制劳动、以观后效”）という刑事政策である。「決定」はこの政策が「慎重な政策」であると述べ、その目的については、過ち（死刑の誤審）を避けることができ、社会の広範な人々の同情を得ることができ、反革命勢力を解体させることができ、反革命勢力の消滅に有利となり、さらには大量の労働力を保持することで、国家の建設事業に有利であると謳っている。

1952年になると、政務院（現國務院）は1952年3月11日に「中央节约检查委员会关于处理贪污、浪费及克服官僚主义错误的若干规定（中央節約検査委員会が汚職と浪費の処理及び官僚主義の過ちを克服することに関する若干の規定）」を公布し、従来の反革命罪だけに適用された「死刑の執行に猶予期間を与える」政策を、業務上横領罪などの犯罪にその範囲を拡大し適用するようになった。

その後、1954年になるとこの理念は進行中の刑法立法作業の中で刑法草案の一部として取り入れられた。建国初の刑法典であった1979年刑法典では、“死緩”について、詳細な規定が行われ、現行刑法典でもそれが受け継がれている（王、2003）。“死緩”は人の命を尊重する理念を示すと同時に、犯人矯正の可能性を追求する制度である。これは明・清の律例における刑罰の実質と目的とは、全く異なるものであることはいままでもないが、“慎刑”などの儒教的思想からの影響も否定することはできないであろう。

3-3. “死緩”の日本語訳の検討

ここでは、“死緩”がどのように、日本語に翻訳されるべきかを考えてみたい。すでに考察したように、中国と日本の両国の刑法には死刑の「執行猶予」（“缓刑”）は存在しない。中国刑法では、“死緩”の“緩”が「死刑の執行に猶予期間を設ける」意味で使用され、“缓刑」（執行猶予）とは異なる概念をなしている。“死緩”で与えられる執行猶予期間は2年と決まっている点も「執行猶予」と異なるが、重要なのは、二年後に死刑が執行されることがほとんどないことである。

中国では古くから死刑囚に活路を与える伝統があった。“死緩”はその伝統を受け継ぎ、現代に新たな意義を与えたものである。“死緩”の確立過程をみると、初期の段階では、たとえば、上述した1951年5月8日中国共産党中央委員会の『決定』の中では死刑の“缓期执行”「死刑の執行に猶予期間を与えること（缓期二年执行）」と“缓刑（執行猶予）”「執行猶予期間内（缓期期限内）」に関して、用語の使用に混乱が見られるが、その後両者ははっきり区別され、“死緩”は死刑囚に対する中国独特の政策を表す用語として確立された。

では、“死緩”を日本語としてどのように翻訳すべきかを改めて検討してみる。「死刑（執行延期2年）」の訳だが、一般常識として執行の延期とは延期期間が終了すれば、いずれ実施されることを意味する。しかし、『中国刑法』第48条の条文からもわかるように、“死緩”を宣告した場合、最終的には、死刑を執行することもあるが、死刑囚に活路を与えることに狙いがあり、無期懲役もしくは有期懲役に減刑する場合もあるので、「延期」を使うのは間違いである。また、すでに述べてきたように“死緩”は「執行猶予」の一種ではない。したがって「死刑（執行猶予2年）」と訳するのは「執行猶予」の概念を利用した表現であるため精確さを欠く。

もし“死緩”が頻繁に使われる日常用語であれば、漢字のイメージからして、そのまま「死緩」（シカン）が「同形語」として日本語に定着する可能性は大いにあり得るが、あまりマスコミには登場しない法律専門用語なので、そのような結果は定かではない。

したがってここでは筆者自身は、あえて“死緩”の日本語訳を「（2年間）法定猶予つき死刑」としておきたい。

4. 日中法上の漢字法律用語の差異

さて、明治期に創出された大量の新漢語・訳語は、本格的な言語文化交流を契機として漢字文化圏において借用・移入されるが、漢字文化圏の国々および地域に定着しても、漢字用語の概念の異同が存在する。媒体としての漢字、および表出する意味は、中国語や日本語という個別言語の枠組みを超越し、文明交流による言語接触の産物となった。それらの新漢語・訳語は、いつ、どのように借用語として中国語に移入されたのか。この問題は、近代日中語彙交流史の研究において、重要課題の一つであるとされている（朱、2008）。とりわけ、19世紀末から20世紀初頭までの20数年間において、日本製新漢語・訳語が中国社会に移入されたことで、中国従来の文化思想にも大きく影響している。

中国語近代語彙体系の構築は、16世紀末の西洋人宣教師の翻訳活動——宗教およびその他の啓蒙書、技術関係の書物の翻訳にまで遡ることができるが、その完成は、20世紀初頭、日本製新語・訳語の導入によって最終的に成し遂げられた。つまり日本語の新語・訳語が中国語の近代語彙体系の形成にとって重要な役割を果たしたということである（沈、2008）。近年の研究結果によると、西洋文化の吸収による中国語語彙の増加の方が仏教の伝来による中国語の語彙増加よりもはるかに多いことが確認されている。

また、漢字文化圏において、漢字の借用語が「同形語」として用いられている場合も多く見られる。例えば“Law”に対して日中用語が同様に「法律」としているが、一部の用語については、微妙な変形が見られる⁷。それは日本や朝鮮などの独特な言葉の慣習があり、必ずしも同形な翻訳語

7 例えばbicycleに対する中国語「自行車」と日本語「自転車」、linguisticsに対する「語言学」「言語学」のような、必ずしも同形でない。

として用いられたわけではないからであろう。そもそも翻訳語の枠組みで形成されている新漢語の範囲は「字形の完全な一致」のみによっては決められない。新漢語は近代漢字文化圏において導入された翻訳語の考察対象を同形語に限定する必要はないが、漢字文化圏における「同形語」という存在は新漢語において興味深い現象である。

つまり、漢字文化圏における新漢語は近代言語文化交流が創出され、その導入過程において、意訳語もしくは音訳語の形をとっている。また、これまでの研究では翻訳語が複雑な経路をたどって漢字文化圏の間を往還していた様子が明らかになり、その連関の結節点の一つが日本であったことは多言を要しない。

ところで、日本では、法律用語に日常語を用いても日常語とは全く異なった意味で使われている場合がある⁸。つまり、日本の法律用語は、日常用語から乖離していることが指摘されている(大河原、2012)。

日本では法律用語と日常用語の乖離現象が法律用語の成立経緯に関係していると考えられる。日本の基幹的な法律である民法や刑法などは、明治時代にフランス法やドイツ法を参照して整備されたが、その過程で、フランス語やドイツ語の法律用語を日本語に翻訳する必要が生じた。例えば民法は、パリ大学から招聘したボアソナードにより翻訳され、当時の日本語には、欧州語の法律用語に対応する用語がなく、日本製新造語を造った。その後、民法はドイツ法を手本とするものを書き換えられたが、用語が新造された翻訳語であることには変わりはなく、その結果、日本では、法律用語は法律を勉強した人にしか理解できない純然たる専門用語になってしまった観もあった(古田、2004)。他方、中国では、法律用語は、一部の例外をのぞいて、一般に日本のような日常用語と大きく乖離しているわけではない。

中国では、法的概念を築く際に、日本の一部法律用語が同形語として借用されている。それは、漢字の存在が借形を可能にしたからである。ここで、同形同義語、同形異義語を限定して、用例を挙げながら、見ていく。

4-1. 同形同義語

既に述べたように、日本の明治期に翻訳された法律用語を借用語としてあえて翻訳せずに「同形語」として中国の法律用語に定着したものが多く見られる。

例を挙げると、日本法には自然人以外で、法律上の権利義務の主体となる擬制の「人」が「法人」として認められている。中国法には必ずしも日本法にいう法人の概念と同様ではないが、法律の規定により成立された「擬制人」という意味で、ほぼ同一の意味を持たせている。

このように、「法人⁹」のような法律用語は、中国の法律用語として同形同義に借用されたものが

8 西欧語を直訳した法律用語が、必ず日常用語の意味とは限らない。例えば、法律用語の「天然果実」は、果物だけでなく、森林から伐採した材木、乳牛から搾った牛乳、鉱山で採掘した石炭など、自然界(天然)からの産出物すべてが当てはまる。

9 中国の「法人」という法的概念は、厳密には必ずしも日本法と同様ではない。中国の法学界によると、法による設立された法人は、その設立目的および法人の権利能力によって分類すると、主に企業法人、国家機関法人、事業(単位)法人と社団法人に分けられている。また「民営企業」については、その登記管理に工商管理行政部門が管轄権の範囲内であることで、企業法人に属する。ただし、「民営学校」、「民営病院」および「民営法律事務所」に関しては、法人とならず、「民法通則」の調整範疇の外である。

多く見られるが、紙幅の関係で、以下に取り上げている用語については、その借用の過程を逐一明らかにすることはできないので、今後の課題として摘記しておきたい。

〈同形同義語〉

法、法人、自然人、給付、期間、以下、未満、意思表示、地役権、法律責任、法律行為、債務、債権、担保、所有、占有、善意、悪意、作為、不作為、犯罪、職務発明、先占、債務不履行、不可抗力、民事責任、刑事責任、物権、債権、留置権、拘留、有限責任、登記、訴訟、過失、刑事能力、連帯責任、担保、仲裁、主権、成文憲法、交付日、実用性、受理など

4-2. 同形異義語

一部の用語について、言語の系統、法系および社会の政治など諸事情により、同形の漢字用語でもその法的概念において、日中用語に大きな差異が生じている。

日本法には、法律的关系・義務の当事者に対して、第三者が法律用語として定義されている。すなわち、ある法律関係または事柄について直接関与する者を当事者というが、それ以外の者を第三者とよぶ。

しかし、中国では、“第三者”という法律用語に大きな違いがある。“第三者”が法律の用語として定義されたのは、1984年の最高人民法院の全国第四回民事裁判の会議で制定されている『关于贯彻执行民事政策法律若干问题的意见（民事政策・法律を執行する問題に関する若干的意見）』である。その第3条には、“第三者”による離婚が、財産の分与には有責でない配偶者および子供の利益に配慮しなければならないと規定している。つまり法律用語としての“第三者”の中国法の定義は、故意により他人の家庭を崩壊させた人を指す。

このように、漢字文化圏に属する日本と中国でも、同形の法律用語が必ずしも同様な法的概念として定着しているわけではない。以下にいくつかの用語を取り上げるが、その比較検討は今後の課題としたい。

〈同形異義語〉

第三者、公社、經理、合同行為、經營參加、匿名組合、組合、書記、天然果実、秘密選挙、社員、上告、確信、期間、安全保障、委員会、異議、指示、指揮、命令、指令、管理、職務権限、傭人、合議体、効果法、交互尋問、経済会議、裁判、職業安定、個別的執行、時効取得、資本、剰余金、相続、対照表、場合、文民、意見書、共用者、同意入院、支配人など

5. おわりに

古代日本は中国の律令法系の影響を受けていたが、明治以後は、いちやく西洋の法的文化を融合させ、西欧的な法律制度を築いた。とりわけ明治維新を経て近代化を急ぐ日本は、西洋の科学技術・法律などを学び、短期間に大量の外国語を表意文字の漢字に翻訳した。また、その間に日本の

知識人たちは、中国で翻訳された漢訳の洋学書や〈英華辞典〉を通して欧米文化を日本にも輸入した(高野、2002)。

これらの新造漢語・訳語は、漢字本来の意味を踏まえての翻訳で、科学技術・法律・文学・哲学・宗教用語などが漢字文化圏の人々には理解しやすかったために、大量に漢字文化圏に広がっていった。しかし、法的系統や言語の体系などの諸事情により、法律用語が必ずしも意図的・選別的に借用され、定着していったわけではない。

とりわけ、中国は1978年の対外開放以降、法理論面で鄧小平の「改革・開放」の政策に従い、法制の整備に取り組む時期に入った。そして、2000年以降WTO加盟後に現代法の形成過程に入ったといえる。2004年の憲法の改正をはじめ、物権法など民商法の立法など、私法の領域で急ピッチに社会主義法系の色彩からの脱皮が図られている。昨今では同じ漢字文化圏に属している日本からの漢語の法律用語が多く借用されている。借用された法律用語は、その法的概念においても中国法に影響を与えていると思われる。漢字の法律用語がいかに流動化し、定着するか、そして漢字文化圏の法律用語がいかに形成されたかを探究するためには、その人文的要素——政治、経済、交通、集落、人口などを総合的に考慮した法律用語¹⁰の変遷について実証的な研究を行う必要があるだろう¹¹。

最後になるが、近年の日中間の経済的なつながりにおいて、日本語から中国語への、または中国語から日本語への法的文書翻訳におけるトラブルを回避するために、本稿が少しでも寄与できることを願っている。

(Liao Haitao・本学経済学部非常勤講師)

【謝辞】

本稿をまとめるにあたり、本学の中村忠先生、齋野岳廊先生ならびに東洋大学の遠藤喜佳先生、横川伸先生など諸先生たちからは貴重なご助言をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

引用・参考文献

- 浅井敦(1981)：「死刑の執行延期か執行猶予か——「死緩」の訳語について——」『アジア経済旬報1178号』(社団法人)中国研究所、1～2。
- 飯田忠雄(1963)：「中華人民共和国における刑罰思想と死刑」『刑法雑誌第13巻第2・3・4号』有斐閣、189～198。
- 井出静(1994)：「中国語の「合同」と日本語の「契約」の移動」『青山国際政経論集29巻』105～124。
- 遠藤邦彦(2011)：「量刑判断過程の総論的検討」『量刑実務大系第1巻量刑総論』(大阪刑事実務研究会編著)判例タイムズ社、50～53。
- 王雲海(2003)：「中国の「死刑制限論」と「二年執行猶予つき死刑」」『法律時報75巻11号』有斐閣、89～97。
- 大石三郎(1951)：「法律記事と法律用語」『新聞研究第14号』日本新聞協会、45～48。
- 大河原眞美(2013)：「司法領域のことは——法律用語の分類」『地域政策研究』(高崎経済大学地域政策学会)第15巻第2号、1～16。
- 大隅清陽(2011)：「律令官制と礼秩序の研究」吉川弘文館、353～361。
- 黄遵憲(1898)：『日本国志』上海図書集成印書局、沈雲龍編(1974)「近代中国資料業刊」文海出版社所収。
- 河野六郎ほか編著(2001)：『言語学大辞典(別巻)世界文字辞典』三省堂、256～286。

10 「法律用語」が社会の状況を反映した言葉である限り、専門用語として一般用語との区別は難しい。本稿では、法律用語辞典に掲載される言葉、もしくは一般に法律、法令、判例などに用いられているものを法律用語として扱っている。

11 これに関しては、齋野岳廊「地誌構造と地誌に関する方法論的諸問題」『高崎経済大学論集(第55巻第3号)』などが手がかりとして有益である。

- 齋野岳廊 (2013) : 「地誌構造と地誌に関する方法論的諸問題」『高崎経済大学論集』第55巻第3号、61~74.
- 滋賀秀三 (2003) : 「中国法制史論集」創文社、P8.
- 朱京偉「『清議報』に見える日本語からの借用語」(沈国威編著 (2008) : 関西大学東西学術研究所『漢字文化圏諸言語の近代語彙の形成——創出と共有』関西大学出版、P111.
- 鈴木一彦=林巨樹 (2012) : 『概説日本語学(改正版)』明治書院、11~19.
- 高野繁男=王宝平 (2002) : 「日中現代漢語の層別——日中同形語にみる——」『日中文化論集——多様な角度からのアプローチ』勁草書房、118~139.
- 沈国威 (2008) : 「中国における近代知の受容と日本」『漢字文化圏諸言語の近代語彙の形成——創出と共有』関西大学出版、1~40.
- 陶芸 (2006) : 「日中同形語「審判」、「裁判」の語史の考察」『言語文化研究(5)』聖徳大学大学院言語文化学会、37~49.
- 南雲千香子 (2012) : 「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・訴訟法』の漢語訳語——法律用語の訳出傾向——」学習院人文(10)、69~84.
- 林修三 (2005) : 『法令用語の常識』日本評論社、14~15.
- 古田裕清 (2004) : 『翻訳語としての日本の法律用語』中央大学出版部、171~185.
- 水原寿里 (2010) : 「漢字文化圏における異文化コミュニケーション——カオス理論から見た漢字の移り変わりについて——」『文化女子大学紀要. 人文・社会科学研究第18巻』、79~100.
- 三原憲三 (2010) : 『死刑廃止の研究』成文堂、17~23.
- 横川伸 (2011) : 「「多大のご迷惑」と中国語訳について」『横川伸教授古希記念日中言語文化研究論集』白帝社、1~16.